新潟市公文書管理条例(仮称)検討委員会開催要綱

(目的)

- 第1条 新潟市公文書管理条例(仮称)制定に向け,次に係る事項について有識者から幅広い意見を聴取するため,新潟市公文書管理条例検討委員会(以下「委員会」という。)を開催する。
 - (1) 公文書管理条例の制定に関する事項
 - (2) その他必要事項

(組織)

- 第2条 委員会は5人以内で組織する。
- 2 委員は有識者で構成する。

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、令和3年3月31日までとする。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議)

- 第5条 検討委員会は、必要の都度市長が招集する。
- 2 市長が必要と認めるときは、検討委員会に委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 検討委員会は原則、公開とする。ただし、新潟市情報公開条例(昭和 61 年 新潟市条例 43 号)第 16 条の規定により非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。